

1 中期目標とは

(1) 法律上の位置付け

- ・ 定義（地独法第25条第1項） 「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」
- ・ 法定記載事項（同条第2項）

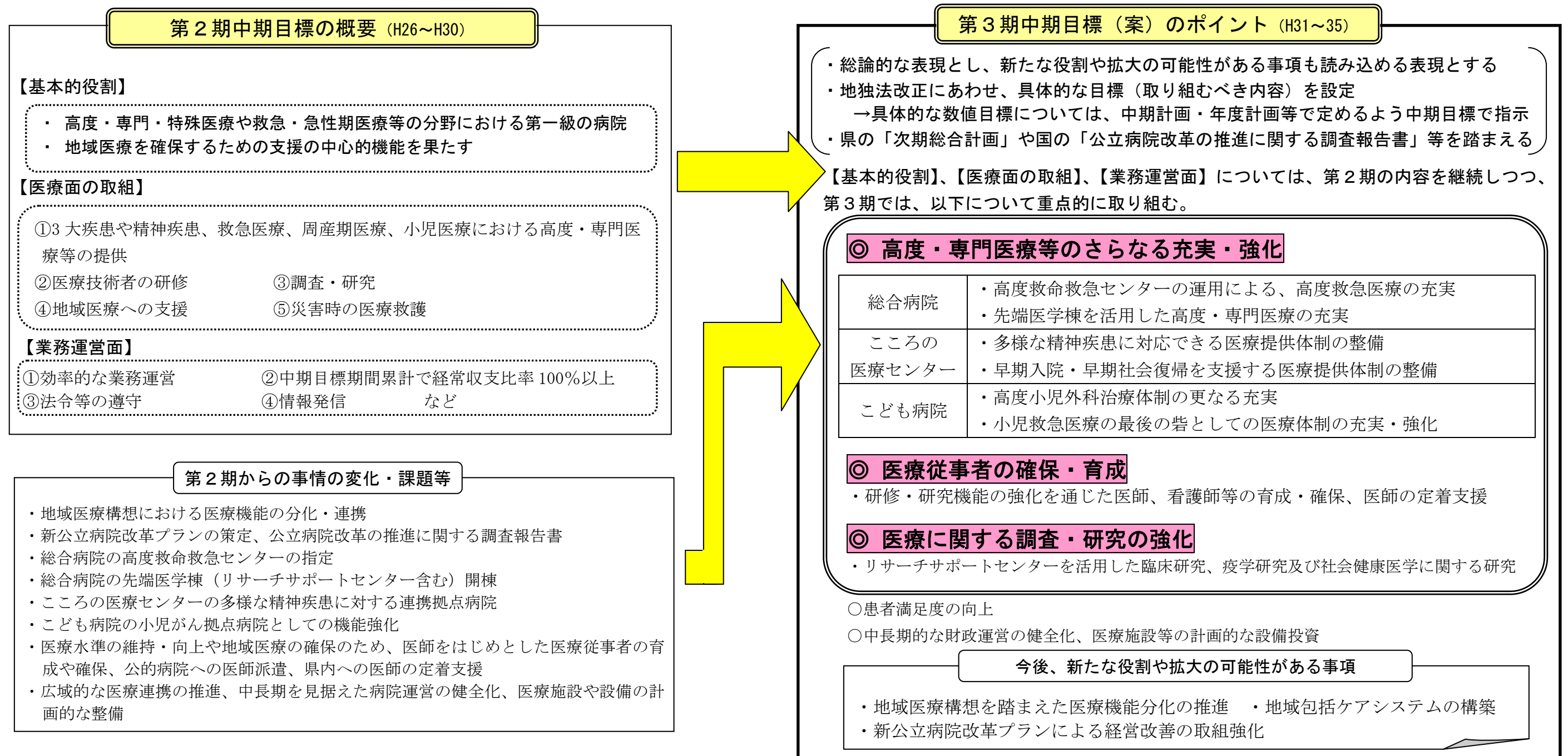
- 第1 中期目標の期間（3年以上5年以下で知事が定める期間）      第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項      第4 財務内容の改善に関する事項      第5 その他業務運営に関する重要事項

前文  
 法定記載事項ではないが、確認した全ての地方独立行政法人で記載

(2) 本県における位置付け

- ・ 「地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、柔軟性を最大限発揮させるとの観点から、目標期間中において達成すべき業務運営に関する知事の方針書」
- ・ 知事の方針書として、法人だけでなく、広く県民に伝えるとの観点から、分かりやすく、簡潔な構成及び表現とする（第1期、第2期と同様の考え方）

2 策定の考え方



第2期からの事情の変化・課題等

- ・ 地域医療構想における医療機能の分化・連携
- ・ 新公立病院改革プランの策定、公立病院改革の推進に関する調査報告書
- ・ 総合病院の高度救命救急センターの指定
- ・ 総合病院の先端医学棟（リサーチサポートセンター含む）開棟
- ・ こころの医療センターの多様な精神疾患に対する連携拠点病院
- ・ こども病院の小児がん拠点病院としての機能強化
- ・ 医療水準の維持・向上や地域医療の確保のため、医師をはじめとした医療従事者の育成や確保、公的病院への医師派遣、県内への医師の定着支援
- ・ 広域的な医療連携の推進、中長期を見据えた病院運営の健全化、医療施設や設備の計画的な整備